

広告掲載役務請負契約約定

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は頭書の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、「盛岡市広告掲載要綱」及び「盛岡市広告掲載基準」に従い、これを履行しなければならない。
- 2 前項で明示されていないもの、又は疑義があるものについては、発注者と受注者とが協議して定めることとし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとする。

(関係法令の遵守)

- 第2条 受注者は、この業務の履行に当たり、労働基準法その他の法令上受注者に課せられた責務を負わなければならない。

(広告の仕様及び内容等)

- 第3条 第1条に規定する広告の仕様及び内容は、「盛岡市広告掲載基準」及び「広報もりおか広告掲載取扱要領」並びに「盛岡市公式ホームページバナー広告掲載取扱要領」によるものとし、その掲載する広告の内容について、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。
- 2 受注者は、発注者が指定する期日までに発注者に広告原稿を引き渡すものとし、納入方法については別途協議するものとする。
- 3 広告掲載の内容については、受注者がすべての責任を持つこととし、発注者は一切の責任を負わない。

(代金の支払方法及び支払時期)

- 第4条 受注者は広告掲載枠の利用料として、頭書記載の金額（以下「広告料」という。）を、発注者が定める支払期限までに、発注者の発行する納入通知書により納入するものとする。
- 2 受注者は第9条第1項第5号に該当又は第6号による申し出があったときに、未払いの広告料があるときは、当該広告料を、発注者が定める期限までに、発注者が発行する納入通知書により支払わなければならない。
- 3 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が発注者の指定する期日までに広告原稿の引渡しができない場合は、その広告枠に記事を掲載できるものとする。ただし、受注者はこの場合における広告料を支払わなければならない。
- 4 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、契約代金の支払が遅れたときは、未払金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率をもって計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

(権利の譲渡禁止等)

第5条 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

(一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、この契約の全部又は主要部分を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、その内容等によりやむを得ずこの契約の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている作成方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が支給又は指示した原稿を使用する場合はこの限りでない。

(契約の変更及び中止)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、若しくは業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額、納入期間その他この契約に定める条件について変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害額を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約の解除等)

第9条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じて発注者はその補償の責めの一切を負わない。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は納期内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (4) この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
- (5) 国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産するおそれがあり、そのことにより広告料の支払いをすることができないと認められるとき
- (6) 自らの責めに帰すべき理由により契約解除の申し出があったとき。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、発注者が定める期限までに発注者に支払わなければならない。

(損害負担)

第10条 この契約の履行にあたり、受注者に生じた損害、又は受注者が発注者若しくは第三者に損害を及ぼした場合は、受注者がすべて負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合についてはこの限りでない。

(危険負担)

第11条 この契約締結後、天災地変その他発注者と受注者双方の責めに帰することができない事由により、受注者が広告原稿の全部又は一部の引渡しができない場合には、受注者は、当該部分について広告原稿の引渡しの義務を免れるものとし、受注者は当該部分についての代金の支払義務を免れるものとする。

2 前項の支払義務を免れる金額については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約外の事項)

第12条 この契約についての定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。